様式例２５**新旧条文対照表（作成例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 新　条　文 | 旧条文 |
| (事務所の所在地)   1. 本社団は、事務所を千葉県千葉市中央区   千葉港1番1号におく。 | (事務所の所在地)  第２条　本社団は、事務所を千葉県千葉市中央区千葉港２番２号におく。  診療所移転の場合 |
| （診療所の名称及び開設場所）  第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  （１）医療法人社団○○会　○○診療所  千葉県千葉市中央区千葉港１番1号  （２）医療法人社団○○会　○○クリニック  千葉県千葉市中央区中央３丁目１０番８号 | （診療所の名称及び開設場所）  第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  　名　　称　医療法人社団○○会　○○診療所  　開設場所　千葉県千葉市中央区千葉港２番２号  診療所を新たに開設の場合  附帯業務を行う場合  現在の条文に附帯業務が無い場合の例であり、条文がある場合は業務を追加することとなる。 |
| 第４条の２　本社団は、前条に掲げる病院及び診療所を経営するほか、次の業務を行う。  （１）千葉訪問看護ステーションの経営  千葉県千葉市中央区中央３丁目１０番８号  （２）○○在宅介護支援センターの運営  千葉県千葉市中央区千葉港２番1号  （○○市の委託を受けて実施する○○在宅  介護支援センターの運営） |
| 第１０条　資産のうち現金（日常出納するのに必要なものを除く）は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え、保管するものとする。 | 第１０条　資産のうち現金（日常出納するのに必要なものを除く）は、郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え、保管するものとする。 |
| 第１６条　（略）  ２　本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、千葉市長の認可を受けた場合はこの限りでない。  ３　（略） | 第１６条　（略）  ２　本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、千葉県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。  ３　（略） |
| 第３０条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、千葉市長の認可を得なければ変更することができない。 | 第３０条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。 |
| 附　則  この定款は、千葉市長認可のあった日（令和　　年　　月　　日）から施行する。 |  |

事　由　書

事由書について特に決められたフォームはありません。ただし、下記の項目については簡潔に記載してください。

* 法人の設立年月日
* 法人の経緯（たとえば、以前行われた所在地の変更、分院の開設など・・・）
* 今回、定款変更をするに至った経緯
* 今回の定款変更の内容
* 厚生労働省モデル定款に準拠するための定款の整備